

## 随意契約理由書

### 工事名：水防災情報システム補修工事（R3）

本工事は、水防災情報システムの補修を実施するものである。

本システムは、府内各所に設置している水位計および雨量計の観測データの収集・蓄積、地方局（土木事務所）および統制局（府庁水防本部）での監視、また、インターネット配信による情報提供を行うなど、水防活動において必要不可欠な役割を果たしている。

本工事は、不具合箇所の補修、耐用年数を超過した構成機器の取替え等を行い、システムの確実な動作に万全を期すものである。

本システムは、いわゆる汎用機器ではなく、専用に設計されたものであり、製作にはメーカー独自の専門的な制御技術やソフトウェアが用いられているため、本工事を遂行するにあたっては、当該機器の設計・製作において、その機能・構造に精通していることが不可欠な上、当該システム・ソフトウェアの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

以上のことから、当該システムの設計、製作、据付に係わってきた三菱電機株式会社 関西支社より、当該システムの保守点検、維持管理、修繕業務部門を移管されている 三菱電機株式会社 大阪支社 以外にその能力を有するものがないため、同社を見積りの相手方として見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積りを省略します。